

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当なし

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるため、愛知県民間社会福祉事業職員共済制度に係る掛金累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度及び愛知県民間社会福祉事業職員共済会の退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部

- ・法人本部

イ 緑生苑拠点

- ・特別養護老人ホーム緑生苑
- ・緑生苑短期入所事業
- ・緑生苑デイサービスセンター
- ・緑生苑居宅介護支援事業

ウ 南生苑拠点

- ・特別養護老人ホーム南生苑
- ・南生苑短期入所事業
- ・南生苑デイサービスセンター
- ・南生苑居宅介護支援事業

エ ケアハウス南生苑拠点

- ・ケアハウス南生苑

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,460,810	0	0	14,460,810
建物	1,380,129,766	0	63,372,197	1,316,757,569
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,395,590,576	0	63,372,197	1,332,218,379

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産） 890,712,149円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 145,200,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	14,460,810	0	14,460,810
建物（基本財産）	2,543,168,580	1,226,411,011	1,316,757,569
車輛運搬具	26,046,125	25,859,828	186,297
器具及び備品	72,490,224	38,059,495	34,430,729
機械及び装置	769,410	769,409	1
有形リース資産	8,100,000	3,645,000	4,455,000
ソフトウェア	6,671,580	4,727,840	1,943,740
無形リース資産	7,063,200	3,413,880	3,649,320
合 計	2,678,769,929	1,302,886,463	1,375,883,466

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	144,199,865	0	144,199,865
未収金	119,786	0	119,786
未収補助金	1,942,041	0	1,942,041
	146,261,692	0	146,261,692

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし